

# 与那国町家庭学習支援モデル事業 業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 与那国町家庭学習支援モデル事業（以下「事業」という。）の委託業者を選定するに当たり、プロポーザル方式等による、公平かつ適正な審査、選考及び評価を行うことを目的として、与那国町家庭学習支援モデル事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 提出された書類の審査に関すること。
- (2) プロポーザルの評価及び団体の選考に関すること。
- (3) 事業の実績の評価に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要と認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は、教育長が委嘱又は任命する。
- 3 委員は、町職員又は学識経験者等の職員以外の者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員の中から互選により選出する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議等)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。

## (関係者の出席等)

第5条 委員会は、審査等のために必要と認めるときは、関係者に出席を求めて、その説明又は意見を聴くことができる。

## (書類の審査等)

第6条 委員会は、団体から提出された書類について、あらかじめ別に定める基準に基づき、審査し、団体の選考を行う。

(事業実績の評価)

第7条 委員会は、委託契約の更新を検討するに当たり、事業の実績について、事業実績報告書等に基づき評価を行う。

(評価結果の報告)

第8条 委員長は、前2条の規定による審査結果、選考結果及び評価結果を町長に報告するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 外部審査委員には、「与那国町特別職の職員で非常勤のもの」の報酬及び費用弁償に関する規則別表第2の「委員会等の委員等」に定められた日額報酬を支給する。

(事務局)

第10条 委員会の事務局を与那国町教育委員会教育課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は令和4年12月1日から施行する。